

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

◆男性取りやすく 育児・介護休業法の改正

今回は、新型コロナウイルス流行で少子化が加速している現状に対して、6月の国会で成立した、男性の育児参加を促す「改正育児・介護休業法」について以下4つのポイントをご案内していきたいと思えます。

- ①『出生時育児休業』の創設…子が生まれてから8週間以内に最大4週間の休みを2回取得可
- ②『育児休業期間の分割も可能に』…休業は分割して2回まで取得可能、1歳以降に延長する場合は休業開始日を柔軟に設定が可能※①と組み合わせることで男性は最大4回まで休業の取得が可能に
- ③『育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務づけ』… 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)、妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ④『有期雇用労働者も無期雇用労働者と同じ扱いに』…引き続き雇用された期間が1年以上であること、出生した子が1歳6カ月になるまでの間に契約が終了することが明らかなでないこと

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設【育児・介護休業法】
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設する。
①休業の申出期限については、原則休業の2週間前までとする。 ※現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
②分割して取得できる回数は、2回とする。
③労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする。
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
①育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置
②妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付ける。
- 3 育児休業の分割取得
育児休業(1の休業を除く。)について、分割して2回まで取得することを可能とする。
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け
常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付ける。
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することを可能とする。
- 6 育児休業給付に関する所要の規定の整備【雇用保険法】
①1及び3の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する。
②出産日のタイミングによって受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける。

施行期日

- ・2及び5: 令和4年4月1日
- ・1、3及び6: 公布日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日(ただし、6②については公布日から3月を超えない範囲内で政令で定める日)
- ・4: 令和5年4月1日

参考資料: 厚生労働省「第204回国会(令和3年)<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/204.html>

上記改正法は、22年度1月1日以降3回に分けて施行される予定で、法改正を機に男性が今まで以上に育児に積極的に関わることができるよう、企業への環境づくりが期待されます。

◆8月の労務スケジュール

- ～8/31 7月分社会保険料納付
- ～8/10 7月分源泉徴収税額・住民税額の納付

～夏季休業のお知らせ～

誠に勝手ながら、**8/13(金)**は弊所の夏季休業日とさせていただきます。ご不便をおかけするかもしれませんが、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



編集担当: 會田
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

トピックス

◆男性が取りやすく
育児・介護休業法の
改正

◆今月の
労務スケジュール

◆夏季休業のお知らせ

社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-
13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>